

嘉手納町人材育成会入学準備金貸費生募集要項

嘉手納町人材育成会では、平成 29 年度入学準備金貸費生を募集します。
(申込期間内に入学が決定していない方も、申請は可能です。)

1 目的

嘉手納町の次代を担う優秀な学生生徒で、家庭の経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行うことにより、嘉手納町の人材育成を図り、教育の振興に資することを目的としています。

2 対象者

募集する対象者は次のとおりです。

- (1) 平成 30 年 4 月から国内の大学、短期大学、大学院へ入学する者
- (2) 平成 30 年 4 月から国内の専修学校へ入学する者
- (3) その他理事会が認める教育機関へ入学する者

3 貸与条件

次の条件を備えており、学資の貸与を希望する者としてします。

- (1) 日本国籍を有し、本町に 1 年以上住民登録する者、又は本町に 1 年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
- (2) 学業成績及び操行が優れ、家計上学資の支出が困難な者
- (3) 他団体より貸与を受けていない者

※他団体との併願は出来ませんが、併用はできません。

【交付決定後】 1. 当会から借入する場合 → 他団体の辞退が必要です。

2. 他団体から借入する場合 → 当会へ連絡し辞退手続きを行います。

- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、又は専修学校に入学予定の者（通信教育課程及び夜間教育課程に在籍する者は除く。）
- (5) (4) 以外の者で嘉手納町人材育成会理事会が認める国内外の教育機関に入学予定の者
- (6) 貸与金を全額返済可能な者

4 貸与人数

10 人程度

5 貸与額

30 万円

6 貸与回数

貸与決定した当該学校入学時の一回限りとします。

7 提出書類

貸与を申請する者は、下記書類を募集期間内にご提出ください。

- (1) 平成 29 年度嘉手納町人材育成会入学準備金借入申請書（様式第 1 号）
- (2) 成績証明書（申請時直近の成績証明）※開封厳禁（学校長印の押印があるもの）
- (3) 住民票謄本（本籍、続柄の表示のあるもの：申請者及び家族）
- (4) 平成 29 年度 町民税・県民税（課税・所得）証明書
（世帯用：申請者及び家族分）
- (5) 平成 29 年度 納税証明書（申請者及び保護者分）

※学生は提出不要

※納税義務が無い場合は「滞納なし」が記載された証明書をご提出ください。

8 連帯保証人

原則として町内に居住しており、次の条件に該当する者が 2 人必要です。なお、
貸費生が理由なく償還義務を怠った場合、連帯保証人はその義務を負わなければ
なりません。

- (1) 保護者
- (2) 保護者以外で、独立の生計を営み、償還能力のある者

9 選考方法

嘉手納町人材育成会理事会にて、成績、世帯の所得状況（家庭の経済事情）等
に応じ、貸費生を決定します。

※学業成績や世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もございます。

10 選考結果の通知

選考結果は、理事会内で承認後、文書にて通知致します。

11 申請書の配布場所及び提出先

配布場所：嘉手納町人材育成会

（嘉手納町役場のホームページからも確認できます。）

受付期間：平成 29 年 9 月 12 日（火）～ 10 月 27 日（金）必着

【土日祝祭日は除く】

9 時～17 時 【12 時～13 時は除く】

提出場所：嘉手納町人材育成会（嘉手納町役場 3 階 社会教育課内）

〒904 - 0293 嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL 956 - 1111（内線 264・262・268）

12 貸与方法

承認後、下記書類の確認を行い、貸費者が指定する口座へ振り込みます。

- (1) 合格通知書又は合格内容が確認できるものの写し
- (2) 入学金納付後の領収証の写し

13 決定者への提出書類

貸与決定後は、後日案内する期日までに下記書類をご提出ください。

対象者	提出書類
貸費生（本人）	1. 誓約書（保護者及び連帯保証人と連署） 2. <u>学資貸与金口座振込依頼書</u> ※ (通帳またはカードの写しを添付)
保護者	1. 誓約書（貸費生及び連帯保証人と連署） 2. 印鑑登録証明書
連帯保証人	1. 誓約書（貸費生及び保護者と連署） 2. 印鑑登録証明書 3. 住民票妙本（本籍の表示のあるもの） 4. 所得課税証明書 5. 納税証明書または納税滞納なし証明書 (平成 29 年度分) (内容：町県民税、軽自動車税、固定資産税) (納税義務が無い場合は「滞納なし」記載の証明書を提出)

※学資貸与金振込は、なるべく沖縄銀行の口座をご利用くださいますようご協力をお願い致します。

14 貸与金の償還

貸与金は無利子であり、償還方法は下記いずれかより選択となります。

- (1) 学校入学後半年経過後の月より、貸与総額に達するまで毎月 1 万円償還する。
- (2) 学校卒業後翌年の 4 月より、貸与総額に達するまで毎月 1 万円償還する。

【例】平成 30 年 4 月に 4 年制大学入学の場合 → (1) 平成 30 年 10 月から償還開始

(2) 平成 35 年 4 月から償還開始

※希望がある場合は、全部又は一部を繰上償還することも可能です。

15 その他

学資貸与との併用も可能です。